



後期高齢者医療制度に関する要望書

平成29年6月7日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、及び医療提供の場の多様化等により大きく変わってきており、このような中で、後期高齢者医療制度の持続性の確保や更なる安定した制度運営のために、より一層の検討や改善を行う必要がある。

このため、国において、以下に掲げる施策の積極的な対応、実現を要望する。

記

1. 国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県としたことを踏まえ、市町村からの派遣職員が中心で、専門的な人材が育成しにくい現状にある後期高齢者医療制度についても、最も安定した運営体制を確立するための見直しの検討を行うこと。

また、広域連合へ職員を派遣する市町村に対して、財政上の措置に加え、定数上の措置を講じること等により、派遣しやすい環境を整備すること。

2. 平成 28 年 12 月末に国が公表した保険料軽減判定における標準システム誤りに関し、以下の措置を講じること。

- ① システム改修時のチェック体制の整備及び再発防止対策の徹底を図ること。
- ② 標準システムは、更なる抽出漏れの無いよう検証するとともに、計算ツールを使用した複雑な事務作業を行わず、標準システム上で完結できるよう、一刻も早く改修を行うこと。
- ③ 本事案により、広域連合及び市町村（特別区を含む。）がその対応・処理に要した経費については、国が全額負担すること。
- ④ 国と広域連合間において、疑義照会の結果等を共有することができる体制を構築すること。また、国が重要案件の公表等を行う場合は、予め広域連合に十分な情報を伝えること。

また、保険料算定における現行の所得の考え方は煩雑に過ぎ、ミスの原因や被保険者への説明にも困難を生じるなど、実務上限界に達していることから、税法上の所得をそのまま用いるなど簡素化を早急に図ること。

3. 後期高齢者医療制度改革の今後の検討にあたっては、本制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、地方自治体や保険者等関係団体の意見を十分聞き、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充すること。

さらに財政安定化基金を保険料の増加抑制に引き続き活用できる仕組みとして恒久化し、運営主体を広域連合への移管を検討すること。

また、保険料率改定に影響する料率設定及び算定基礎数値等を早期に提示すること。

4. 低所得者の所得割と元被扶養者の均等割については今年度見直しとなつたが、低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することと併せて恒久化についても検討すること。

やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活支援給付金の支給といった負担軽減施策と併せて実施するとともに、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置を講じること。

また、その見直し内容を広域連合及び市町村へ早急に情報提供するとともに、その必要性について、被保険者に対して国からの丁寧な説明と周知をおこなうこと。

5. あん摩・マッサージ、はり・きゅう及び柔道整復に係る療養費の適正化、不正対策等の実現を早期に図るため、次の事項について改善を図ること。

- ① 療養費の支給について、保険者毎に異なる判断が生じないよう、明確な支給基準を国で示すこと。
- ② 真に必要な者に療養費が支給されるよう、施術及び往療に係る同意、再同意時の医師の役割の強化、明確化を図ること。
- ③ 施術に係る関係帳簿の記録、保存を義務化するなど、不正請求防止のための措置を講じること。
- ④ あん摩・マッサージ、はり・きゅう療養費の受領委任制度の導入にあたっては、平成29年3月7日提出の当協議会の意見書のとおり、不正請求に対する実効性のある対策を実施した上で導入するとともに地方厚生（支）局が指導監査を行うに当たっては、不正に対して迅速、的確に対応できるよう保険者との情報共有化の体制を整えること。

6. 保健事業は住民のライフサイクルに応じた一貫した健康づくりを行う必要がある。しかし、その実施主体である広域連合には自主財源や保健事業を行う実働組織がない。協力する市町村においても、職員定数削減や予算の削減等で、現実的に厳しい状況である。

この現状を踏まえ、保健事業のより現実的、かつ、効果的な実施体制を構築するため、広域連合と市町村の役割分担について、国が枠組みの設計を行い、早期に示すこと。

また、保健事業実施計画において取り組むこととした保健事業については、その円滑な推進のため、財政支援の拡充を図るとともに、国において継続的な財政措置を講ずること並びに、健康診査及び歯科健康診査に対する実態に即した基準単価を設定すること。

7. 平成29年7月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における医療保険者の情報連携が開始となるため、現在準備を進めているところである。しかし、地方税関係情報に係るデータ項目の一部が、データ標準レイアウト上の提供項目となっていない。この現状にあたって、当該情報の提供が平成30年7月から可能となるよう、確実な対応を要望するとともに、中間サーバー運用経費に係る負担金についても、この事情を考慮した金額設定を望む。

また、広域連合が行うシステム改修等に係る費用及び当該制度の導入後において恒常に負担することとなる維持管理費用について、国が継続的な財政措置を講ずること。

8. 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災された被保険者について、国の財政支援を拡充し、今後とも継続すること。

また、大規模災害により被災した被保険者等の支援に要する費用については、全額国による財政支援とすること。

9. 後期高齢者医療制度の周知広報に係る所要の経費について、新たな国の助成制度を創設すること。

また、制度改正に伴うものについては、国による周知広報を充実させること。

10. 後期高齢者の窓口負担の在り方について、関係審議会等において平成30年度を目途に検討されているところであるが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること。

11. 社会保障制度改革について、5月23日に開催された経済財政諮問会議の有識者議員から提出された資料において、普通調整交付金の見直しが提示されている。

しかしながら医療費水準の地域差は、それぞれの地域の医療を提供する体制、住民の健康状態など様々な要因により生じているものであり、基本的には医療保険者の努力だけで変えられるものではない。

また、独自財源を持たない後期高齢者医療広域連合に対する普通調整交付金が、医療費水準が高いことにより減額されれば、直ちに保険料増加という結果に直結し、被保険者の理解を得ることは困難である。

このような医療費水準に着目した普通調整交付金の増減措置が行われないよう、要請する。

以上

平成29年6月7日

厚生労働大臣 塩崎恭久様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾俊彦

